

全 員 協 議 会 記 録

令 和 2 年 4 月 2 4 日

【開催日】 令和2年4月24日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前9時55分

【出席議員】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
議員	伊場 勇	議員	大井 淳一朗
議員	岡山 明	議員	奥 良秀
議員	河崎 平男	議員	河野 朋子
議員	笹木 慶之	議員	水津 治
議員	杉本 保喜	議員	高松 秀樹
議員	恒松 恵子	議員	中岡 英二
議員	中村 博行	議員	長谷川 知司
議員	藤岡 修美	議員	松尾 数則
議員	宮本 政志	議員	森山 喜久
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	尾山 邦彦	主査兼庶務調査係長	島津 克則
議事係書記	原田 尚枝		

【付議事項】

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

午前9時30分 開会

小野泰議長 おはようございます。ただいまから全員協議会を開会いたします。
付議事項の1番目、議運決定事項について、笹木委員長、お願いします。

笹木慶之議会運営委員長 皆さんおはようございます。それでは、第21回、
22回、23回の議運決定事項について報告させていただきます。まず
1点目ではありますが、4月臨時会の招集請求についてであります。新型
コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書が、資料1のとおり
提出されたことを受けまして、特別委員会の設置について、あわせて山
陽小野田市議会委員会条例の一部改正について、この2つの件で議長か
ら臨時会招集請求について諮問されました。議会運営委員会において、
異議ない旨を答申すると決定したため、議長から市長に対して臨時会招

集請求書を提出しました。これに伴い、市長が臨時議会を招集しました。

1として、令和2年（第1回）4月臨時会に関する事項についてであります。今日4月24日金曜日から4月28日火曜日までの5日間といたします。資料2を御覧ください。資料につきましては、市長からの提出議案6件が記載されています。これは朗読を省略します。御覧いただきたいと思えます。それから2として、特別委員会の設置についてであります。名称は新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。議案については、資料3のとおりであります。資料3を御参照いただきたいと思えます。全議員一致の議案として、申し合わせ事項27により、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、4月24日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。可決の際には、総務文教常任委員会から伊場勇委員、長谷川知司委員、山田伸幸委員、民生福祉常任委員会から水津治委員、松尾数則委員、吉永美子委員、産業建設常任委員会から藤岡修美委員、高松秀樹委員、宮本政志委員の9人の委員で、委員会を構成することを確認いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算につきましては、一般会計に関するものは、一般会計予算決算常任委員会に新たに設置する分科会で、特別会計に関するものは所管の委員会でそれぞれ審査することといたしました。次に、山陽小野田市議会委員会条例の一部改正についてであります。議案については、資料4のとおりでございます。資料4を御参照ください。全議員一致の議案として、申し合わせ事項27によりまして、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者で、4月24日、本日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決をいたします。次いで、委員会条例第8条第1項の規定により、(2)について議長から委員の指名を行い、本会議を休憩して、当該特別委員会を開催し、正副委員長を互選する。その後、本会議を再開し、議長から正副委員長の選任報告を行う。以上、確認をいたしました。次に人事案件についてであります。申し合わせ事項60によりまして、委員会付託を省略し即決をいたします。議事日程案についてありますが、資料5、最後のページを御覧ください。24日から28日までの日程が記載されておりますが、中身の説明は省略させていただきます。御覧いただきたいと思えます。次に、市議会モニターの意見についてであります。今回の議論をまとめまして、次回の議会運営委員会において、回答案を提示することといたしております。次に、山陽小野田市議会基本条例の検証についてであります。特別委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症への対応を早急に行うこととしたため、基本条例の検証については取り急ぎの案件とはしないが、すぐに対応できるようにしていくことといたしました。よろしくお願ひしたいと思えます。次に本会議、

委員会の傍聴についてであります。新型コロナウイルス感染拡大が収束するまで、自粛をお願いすることといたしました。ただし、希望者がいる場合には、緊急連絡先を把握するため、議会事務局に来局していただき、1番目に氏名、住所、電話番号を確認し、2番目にマスクの着用を要請し、3番目に発熱症状や体調不良の場合には傍聴できないことを伝えるとともに、4番目として、議場と委員会室の傍聴席入り口に「傍聴自粛についてのお願い文書」を掲示することといたしております。次に、本日の第23回の議会運営委員会の決定事項について報告いたします。先ほど、委員会設置について申し上げましたが、分科会をどうするかという話があり、分科会の名称は「新型コロナウイルス感染症対策分科会」とさせていただくこととしました。それからもう1点は、この特別委員会の終わりの部分ですね、いつまで設置するかということなのですが、これにつきましては、所期の目的を達成するまでというふうに定めさせていただきたいと思います。最後になりますが、委員会等における秘密会の取扱いの件でございます。この辺につきましては、情報公開条例とそごが生じないように対応していただく。最終的には情報公開条例が、その取扱いの基準になりますので、それとそごが起こらないように対応していただく。そのようにお願いしたいと思います。以上が、第21回から23回までの議会運営委員会の決定事項であります。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

小野泰議長　ただいま各項目について説明ございましたが、何か御質問ございますか。

山田伸幸議員　最後の件なのですが、秘密会が公開条例とそごが生じないよという説明がありましたが、具体的にはどういった内容なんでしょうか。

笹木慶之議会運営委員長　委員会等でいろいろ議論し、秘密会ということで整理をして、委員会でその対応をされると思いますが、最終的に市民から情報公開開示の請求があった場合には、情報公開条例に基づいて対応するということになります。したがって、情報公開条例の第9条第2号に個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものという限定があります。したがって、これを原則として、対応していただきたいということでもあります。

山田伸幸議員　ということは、その発言内容によって、どこの誰が発言したか

分かるようなところは、黒塗りになるということと考えていいんでしょうか。

笹木慶之議会運営委員長 何を前提として言われているのか分かりませんが、いわゆる、それは個別の委員会の中でしっかり精査していただきたいというふうに思います。

山田伸幸議員 今回の発言、よく分からないんですが、委員会でそれを判断されるんですか。それとも情報公開審査会において判断されるというふうに考えるんですか。その発言によっては、どこそこの誰それが言ったというのは当然分かってしまうような参考人の発言があるかと思うんですよ。そういったものについては、だから、もし発言によって、そういったものを特定できるようなことであれば、それは黒塗りされるという考え方ですか。

笹木慶之議会運営委員長 先ほど私が申し上げましたのは、委員会等で秘密会と処理されますね。それときに委員会の判断で、黒塗りをされるということになるかと思いますが、最終的に情報開示の請求があったときには、この条例の範ちゅうで処理されます。したがって、そのときに委員会の処理の方法と情報公開条例の取扱いにそごが出ていけないということがありますので、そのようにお願いしたいということを申し上げたわけです。(発言する者あり)

小野泰議長 よろしいですか。

山田伸幸議員 では、議事録はどのような状況に置かれるんですか、通常は。通常とは違う秘密会の議事録は、恐らくネットにアップとかはされていないと思うんですが、市民から情報公開請求がされた場合は、それは公開されるのかされないのか。これをまずちょっとお聞きしたいんですが。

笹木慶之議会運営委員長 委員会については委員会で、やはり個別判断をしていただくというふうになりますが、先ほど申し上げたように、原則的にはやはり個人に関する情報であって、特定の個人が識別される、又は識別され得るもの、そういったものが対象なるのではないかというふうに思っております。したがって、仮に委員会で黒塗りにしておっても、その黒塗り理由が情報公開のルールに当てはまらないときには、また違った判断をされるということも想定できますし、また逆のこともあり得る

ということですから、最終的にはやはり情報公開条例が、いわゆる市民への開示の原点になりますので、そういったことを踏まえた上で、しっかりした対応をしていただきたいということでもあります。

小野泰議長 よろしいですか、ほかにございませんか。

河崎平男議員 2点ほどお聞きいたします。この特別委員会の所期の目的を達成というのは、いつまでですか。終息までですか。それともう一つは、本日の議運の中でその他の項で、市民に知らせる意味でと、新型コロナの委員会についてと議場の変更についての広報掲載文を議運で協議されたようですが、広報特別委員会に原稿などについては任されているのではないのでしょうか、お伺いいたします。

笹木慶之議会運営委員長 まず1点目の所期の目的を達成というところですが、これも皆さん御案内のとおり、4月7日に政府はいわゆる緊急事態宣言を発しました。4月8日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた本部が本市に設置されました。これを受けて本市議会は、その対応といいますか、流れに従っての委員会設置ということになったというふうに思います。したがって、本部が閉鎖されたといいますか、緊急事態宣言をやめたということになって、自動的にそれにかみ合わせていただきますと、いわゆる議会对応が難しくなるということですから、原則的にはそういったことに沿っていきますが、そういったことを含めた所期の目的が達成されたということで、条文を整理したということでもあります。

山田伸幸議員 今の説明からされると、国の緊急事態宣言に即した対応をするんですか。議会は、そういうことじゃないんじゃないですか。例えば、終息宣言とか、そういったものがない限りは、緊急事態宣言は解除されても終息宣言と違いますからね。今の発言はちょっと違うんじゃないですか。

笹木慶之議会運営委員長 言い方がちょっとまずかったと思いますが、私どもは、本市の本部が設置されて、そういう緊急事態で今対応している状況を踏まえての委員会設置だというふうに、私は理解しております。したがって、歩調をおおむね合わせていくべきであるが、その辺りの最後の部分が見えませんが、したがって、この我々が作った委員会の条例の所期の目的が達成されたならば、そのときが終焉のときということであ

ります。以上です。

小野泰議長 ほかにございませんか。

笹木慶之議会運営委員長 もう1点ございました。これは別にその他というのは、審議事項でございまして、私のほうから報告させていただきました。といいますのは、先ほども報告しましたように、特別委員会の設置についてのことを議運で諮って、そのような取扱いを行いました。それから、もう1点は、傍聴の自粛ということも議運で協議いたしました。したがって、それに関連している事項ですから、私のほうから、あえて報告だけさせていただきました。

小野泰議長 ほかにございませんか。この件についてですか。(発言する者あり) 議運決定事項について、ほかにございませんか。ないようでしたら1番を終わりにして、2番その他について。

山田伸幸議員 議運決定事項ということで副委員長から私のところに文書が参りました。その中で、委員外議員について記述があったんですが、これは当面、委員外議員の参加を取りやめてくれということなんですか。それとも、委員外議員として参加しても、発言をしないでくれということなんですか。そこがよく分かりませんでしたので、説明してください。

笹木慶之議会運営委員長 傍聴の審議の過程の中で、いわゆる委員外議員の取扱いの件も、確かに話が出ました。それについては、発言がどうであるとかいうふうなことではなしに、全体的に委員会室等も狭いので、できる限り自粛してほしいという方向性の中での発言であったというふうに理解しております。

山田伸幸議員 それは、議運の決定事項なんですか、自粛ということは。

笹木慶之議会運営委員長 これはお互い議員同士の問題ですから、そこまで強くはなかったように記憶しておりますが、やはりお互いがそういったことを理解しておるので、お互いに理解した上で対応してほしいというふうなことであったというふうに思っております。

山田伸幸議員 会議規則で認められているものを1回限りの議運で、自粛とい

う要請は分かりましたけれど、それが決定として、全議員に求められるものではないというふうに判断してよろしいでしょうか。

笹木慶之議会運営委員長 本件は先ほど言いましたが、一般の皆さん方の議会傍聴、それから委員会の傍聴等から問題は発生したものでございます。したがって、市民の皆様には自粛という形をお願いをしているということ踏まえた上で、当然、議員はそれを受けての御判断をお願いしたい。そういったことの自粛をお願いしたいということでもあります。

河崎平男議員 ちょっと関連であります、今度議運等で、委員会、本会議等で、半数の出席とかの問題に発展する議案っていうか、案件になると思いますが、いかがですか。

笹木慶之議会運営委員長 すいません。ちょっと今、質問がよく分かりませんでしたから、もう一度お願いします。

河崎平男議員 委員外議員の出席自粛ということではありますが、委員会や本会議等で、議員の半数で出席するとか、そういう問題に発展をするような状況であると思いますが、いかがお考えですか。

笹木慶之議会運営委員長 そういった案件については個別で判断していただきたいというふうに思っております。(発言する者あり)

小野泰議長 よろしいですか。はい。それではちょっと、先ほど確認しておけばよかったんですが、申し合わせ事項の27に「議員提出議案のうち、全議員一致の議案については、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、本会議に提出する。この場合、事前に全協で了解を求める」ということになっております。この議員提出議案2件については、全議員の議員一致の議案として、本会議に提出することに御異議ございませんか。(「なし」と発言する者あり)では、そういうふうに取り扱いさせていただきます。ほかにはございませんね。(「なし」と発言する者あり)ないようでしたら、以上で全員協議会を閉じます。

午前9時55分 散会
